

# 平成24年第6回東大和市議会総務委員会記録

平成24年12月13日（木曜日）

---

## 出席委員（8名）

委員長	御殿谷 一彦 君	副委員長	蜂須賀 千雅 君
委員	西川 洋一 君	委員	大后 治雄 君
委員	関田 貢 君	委員	森田 憲二 君
委員	佐竹 康彦 君	委員	中野 志乃夫 君

## 欠席委員（なし）

## 委員外議員（2名）

議長	尾崎 信夫 君	4番	実川 圭子 君
----	---------	----	---------

## 議会事務局職員（5名）

事務局長	石川 和男 君	事務局次長	長島 孝夫 君
議事係長	下村 和郎 君	主事	指田 弘安 君
主事	吉川 和宏 君		

## 出席説明員（3名）

副市長	小島 昇公 君	総務部長	北田 和雄 君
総務部参事	関田 賢治 君		

## 会議に付した案件

- (1) 第67号議案 東大和市暴力団排除条例

午後 1時29分 開議

○委員長（御殿谷一彦君） ただいまから平成24年第6回東大和市議会総務委員会を開会いたします。

---

○委員長（御殿谷一彦君） 第67号議案 東大和市暴力団排除条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議におきまして提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（佐竹康彦君） この暴力団排除条例につきましては、昨今、九州のほうでしたでしょうか、一般市民の方が暴力団の抗争に巻き込まれるというような痛ましい事件もございましたし、こういった暴力団については、しっかりと対処していかなければいけないという考え方のもと、こういった条例の制定は必要かなというふうに私は考えております。

その点で何点か御確認をさせていただきたいんですけども、まず、個人にせよ団体にせよ、どうやって暴力団または暴力団の構成員だというふうに判断をされるのか、どのような手順で、どこから情報を収集し判断、認定するのか、個人情報観点からも含めて、この点お聞かせいただければと思います。

もう1点が、条例にはさまざまな措置の条項がございますけれども、具体的にどのような方法をもって排除していこうとお考えなのか、現時点でお答えになれる範囲で結構でございますので、御答弁をお願いできればと思います。

○総務部参事（関田賢治君） それでは、私のほうから回答をさせていただきたいと思います。

まず、それぞれの案件につきまして、一般論として該当する案件が生じたという形を具体的な事実として、例えば公の施設の承認、あるいは契約行為、あるいは寄附金等々の事務等で、そういった疑わしき案件が発生した場合ということをも要件といたします。

そうした場合については、それぞれの疑わしき案件ということですので、具体的な事実をやはり積み重ねていただくという形が大事だというふうに、重要だというふうに考えます。それを踏まえまして、当然、公の施設、あるいは寄附金、契約等々が、防災安全課以外が所管するということになりますので、所管課でそういった形の事実を疑わしいというふうにまず判断をさせていく。そして、それを我々のほうに合議、あるいはその照会等をさせていただいて、そこを内部チェックをさせていただいて、例えば公の施設で疑わしき案件が発生した場合については、その本人の特定をしなければなりませんので、例えば氏名、生年月日、あるいは氏名、住所等を要件といたしまして、それを警察に照会をしていくという形をとっております。

ただ、要するに今回の条例では、第12条で必要かつ最小限の範囲ということになりますので、ここは個人情報保護条例の6条の2号で法令等に基づくものということ、これを逆に歯どめとして必要かつ最小限という形をとらせていただくことによって、むやみにそれを照会することにはならない、あるいはきちんと対応していく、適正に対応していく一つの歯どめというふうに考えてございます。そういった形で個人情報の取り扱いには十分配慮していかなければならないと思いますし、そういう形の内部チェックを経て照会をし、対応していくと、そんなふうに考えております。

次の問題でございますが、先ほど、では具体的な案件という話になりました。想定されるのは、今までは公の施設についても、あるいは寄附金等々についても、契約等についても、そういった暴力団絡みというのはなかったというふうには聞いておりますが、例えばそういった事例を具体的に積み上げながら対応していくというふうに考えます。

特に、例えば不当要求ということが6条では規定されておりますので、ここについて不当要求があった場合、そういった形を暴力団と疑わしき不当な要求があるということはまず拒否すると。そして、適正かつ円滑な執行を確保するため必要な措置を講ずるという中においては、拒否をするという部分については、きちんとした裏づけがないと拒否できないというふうにと考えると、そういった対応をしていくということになるのかと思います。

質問の1点と2点というのは相互に重なっている部分であると思いますが、そういう形で適正に処理をしていきたいというふうにご考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） この条例をつくる必要性ということで、暴力団が企業、法人等を装うなど巧妙化が進んでいるというようなことも一つの理由にされていました。それから、暴力団に対する市の姿勢を明確にするという意味合いでも、この条例を提出するという定義だったと思います。やはり暴力団というのは、常日ごろとか、常態的に犯罪行為を繰り返すと、市民生活を脅かす反社会的勢力ということで、これは絶対に許されない内容になっていると思います。ですから、暴力団の排除というのは当然、なかなかこれは難しい問題でもあるんじゃないかとは思いますが、当然必要だというふうには思います。

ただ、今、せんだっての全協でも東大和市では100人程度の暴力団がいるという話をされまして、そうした人が実際にどのような活動をしていて、今この条例をつくる緊急な必要性、これをどのように判断されているのかをまず教えてください。

それで、ちょっと年度は忘れまして、ちょっと明確じゃないんですけど、何年か前に東大和市内においても、いわゆるみかじめ料ということで事業者が訪問されたというような話も伺っておりますけれども、そういうことが把握されているのか、あるいは直近のところでもそういうことがあるのかどうか、まず1点、そこを教えてください。

○総務部参事（関田賢治君） 私ども、今回の条例をつくらさせていただく中で、もう一度、再度警察のほうに確認いたしました。市内における暴力団員の状況といたしまして、先ほど約100名というお話がありました。これは管内で在住されているということです。東大和市内では約46名、いわゆる団員17名、いわゆる準構成員29名等というふうにと伺っているところです。それから、いわゆるフロント企業が2社、あと飲食店が1店というふうに警察からは確認をしているところでございます。

そういった中で、暴力団絡みの件数等を伺いましたところ、22年で26名、23年は21名、それから24年10月末現在で15名という形で犯罪に絡んだということは伺っています。ただ、詳しいその内容等についてはちょっとお教えできないということで警察から言われているところです。そういったことで、絡んだ事件があると。それで、そこは市民が巻き込まれているかどうかわかりませんが、そういう——あるということでございます。

それから、2点目の、市内のみかじめ料についてはちょっと確認がとれておりません。具体的な警察としては案件、恐らく脅迫とかという事件の案件になるかとは思いますが、等々に含まれるのかもしれませんが、ちょっとこれについては警察等から情報提供いただいていないと、そういう状況でございます。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 東大和市内においても暴力団関係者の動きがあるということで、やはり排除する必要性が高まっているというような内容だったかというふうに思います。

それから、次の質疑ですけども、暴力団関係者という定義がありますけれども、暴力団関係者の活動について

は、警察が情報収集したり、あるいは市の機関、実施機関が情報提供したりということがこの条例では可能になるということですよ。ついては、暴力団関係者の中で、ここの第2条の(3)で暴力団関係者の定義がされているわけですが、一番最後のところですね、「暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者」、これは個人、その前には法人等が出ているわけですが、この規定からすると、例えば暴力団員と、いうなら認定された人の奥さんあるいは子供あるいは親、こういう人たちは暴力団関係者にならないんじゃないかというふうに思うんですが、そのところははっきり発言することができますか。

○総務部参事(関田賢治君) 今回の条例につきましては、暴力団関係者を具体的な例示としまして、例えば先ほど暴力団員が自主的に経営を支配する法人、いわゆるフロント企業、あるいは暴力団員を雇用している者、暴力団または暴力団員を不当に利用していると認められる者、暴力団の維持、運営に協力し、または関与しと認められる者、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者というふうに考えておまして、今御指摘のいわゆる配偶者あるいは等々につきましては、暴力団関係者でないというふうに私どもは考えておりますし、そういった歴然と区別をしていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員(西川洋一君) それから、先ほど他の議員からも質問がありましたけれども、個人情報との関係で、12条の関連になりますけれども、警察との連携、情報提供にかかわって、警察が住民への干渉、思想調査ということもあり得るんですよ。団体に対する不当な盗聴などもやっている実績がありますので、ですから情報提供というものを非常に慎重に行う必要があると思うんですね。先ほど、十分配慮して、情報提供については配慮する必要があるというふうに答弁されましたけど、もう一度確認ですが、例えば東京都議会の中で、この暴力団排除条例の審議に当たって、警視庁も調査や立ち入りに当たっては、都民の自由と権利を侵すことのないよう十分慎重な手続を得るというふうに答弁しているんですが、市はこの条例が成立した後、そういう個人情報との関係、市民あるいは事業者の自由、権利、そういうものに対しての配慮、どのように考えておられますか。

○総務部参事(関田賢治君) 個人情報の保護という部分でいえば、非常にこれは極めて重要なことということで、そういったことを視点に先ほど必要かつ最小限の範囲という形で収集すると。提供は、それについては必要な範囲という形で考えておるところでございますが、当然、暴力団であるということの、あるいは暴力団準構成員等を含めた関係者であるという情報については、もちろん警察、あるいはここでいえば暴力団の公益財団法人暴力団追放運動都民センター等々に提供するということになりまして、そういったことを想定はしているんですけども、それについて市民の自由、権利を侵すようなことのないような形で我々は照会をし、そしてそこを判断していくということになりまして、それはもう極めて法理からいって当然だというふうに考えております。具体的には、やはりそういったところを我々一人一人が守秘義務も含めて持っておりますし、むやみにそれを対応するというにはならない、それを内部チェックをきちっとしていきたいというふうに考えておりますので、そういったことで考えているところでございます。

以上でございます。

○委員(西川洋一君) ちょっと変な聞き方になるかもしれませんが、いろんな事実を積み重ねて、この人は暴力団員であると、あるいは暴力団と直接かかわっているという判断を積み重ねていって、具体的に特定するという話になりますよね。それを反面から証明するとすれば、市民の側からの情報でなると、だんだん判断

していくということにもなりますよね。そのときに、あなたは暴力団員ではないという、自分は暴力団員ではないということを確認させるみたいな情報を出させるというようなことはあるんですか。もしこれがあるとしたら、ちょっと問題かなというふうに思うんですけど。

○総務部参事（関田賢治君） これは、都条例もそうなのでございますが、7条の市の事務及び事業における措置という中で、例えば暴力団関係者の関与を防止するということについていえば、特約条項をやはり設ける必要がある。つまり、私は暴力団員ではありません。それは、要するに契約をしますということを後でもし仮にわかってという形で確認をするということが一つ手法としては出てくることとなります。それが、実際、当然私は暴力団ではない。当然それで契約を結ぶ等々した際に、今後、もし万が一それが暴力団ということが後でわかった場合については排除ということですので、そこは契約の解除、特記事項で解除していくという形の対応をしていくというふうに考えておるところでございます。

暴力団であるということがわかった場合というのは、いろんなさまざまな例えばその方と契約をし、いろんな事実行為が出てき、あるいはさまざまなその方が他市、あるいは東京都での契約行為をして繰り返すと、そういったことの事実の積み重ねで、そしてまた当然それは警察あるいは暴追センターとの連携の中で判断をしていくということにはなりますが、そういったことは対応はされるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（中野志乃夫君） 既にいろいろな方の質問されたところですけども、まずちょっと基本的なことだけ最初に確認させてください。これ自身、今回、当市の排除条例というのは、あくまでも東京都が都条例を設置したことに伴うことによってつくられたという認識でよろしいのか。つまり、全国の都道府県の中でも最後に東京都も条例化してということで、今まではそういった論議がない中で、その後で当市がつくっていますから、恐らくそういう形だろうと思うんですけども、それに当たって、まずその確認とあわせて、都条例のもとでこの市の条例をつくることに関してのいろいろ論議的には、市としてどの辺に力点を置いてこの条例をつくるような経過になったのかをちょっと教えてください。

○総務部参事（関田賢治君） まず1点は、やはり非常に暴力団が潜在化していく、非常に巧妙化しているという実態があらうかと思えます。それで、平穏な市民生活及び健全な経済活動が脅かされているという現状、ここはやはりきちっと抑えていく必要があるということと、また市が行う契約事務、あるいは市が所有する公の施設に係る措置、あるいは補助金、給付金の交付等については、いわゆる暴対法、暴力団対策法及び東京都暴力団排除条例による規制の及ばない範囲と、つまりこれは市が定めなきゃいけない部分、6条、7条、8条、9条でしょうか、そこについてはやはり市がきちんと定めなければ適用除外という形に、暴力団対策法及び東京都暴力団排除条例における適用除外になっているということから、そういうふうに補完をする必要があると、その2点で今回、東大和市暴力団排除条例を提案させていただいていると、そういうふうでございます。

以上でございます。

○委員（中野志乃夫君） 基本は、今の補完するという意味合いからしても、都条例のもとで市のほうで、今の話ですと、ちょうど範囲の及ばない部分を市のほうの条例で補完したということですのでありますから、それはそれで必要なことだと思うし、大事なことだと思います。

それで、先ほど来の質疑でやはり気になるのは、結局、だれが暴力団、その人を暴力団員と認定するかということに関していえば、当然これはもう警察情報でしかないですよ、どう考えても。ちょっとその点、そ

の細かいところまでは当然情報が来ているかどうかわかりませんが、暴力団員、いわゆる今の組織の構成員だということの確認を警視庁は持っているんでしょうけども、それはどの範囲なのか。例えば、過去、犯罪歴がある人がそうなっているのか、現状、もう既にいろんな調査でこの人は暴力団員であると、属しているというのが確認した上での判断で、この人は暴力団ですよという、どう認識しているのかというのは、わかる範囲でちょっと教えていただきたいなと思うんですけども。

○総務部参事（関田賢治君） 先ほど、12条の関係で必要かつ最小限という話でございます。ですから、我々としては、その方が過去に例えば暴力団員であったとかという部分については、契約の条項で5年以内とか3年以内とかありますので、そこについては非常に大事なことはありますけども、今現在、その方が暴力団員、あるいは先ほど質疑の中でお示ししましたいわゆる暴力団関係者となる、準構成員含めてという形で、現在そうだとことを確認あるものでないと、我々としてはそれを排除できないというふうに考えております。

その確認を、もちろん警察に照会する前は、先ほどいろいろ事務的にはいろんな事実を積み重ねて、恐らく疑義がある、疑わしい、それをもって警察あるいは暴力団追放センターとの連携を深めるという形の中での照会し、回答をいただくというふうにはなると思いますので、非常に限定的なきちとした対応をしていただけるというふうに私どもは受けとめていますし、そうでなければならぬということ警察等も考えているというふうに認識しておるところです。

以上でございます。

○委員（中野志乃夫君） 今の説明ですと、例えばこの人が暴力団か云々という以前に、あくまでも市の契約上、大変疑義があると、何か怪しいとか、おかしいということを積み重なった上で、最後に照会して、それが暴力団かどうかを確認した上で図るという認識でよろしいんですかね。

○総務部参事（関田賢治君） 今御指摘いただいたとおり、我々としてはむやみに、その方が暴力団員、可能性があるとということではなくて、やはりきちとした事実を積み重ね、そしてそれが疑義がある、疑わしい、そしてそれを警察に照会し、そしてそれでも暴力団員となれば、当然それは排除が出てくるというふうに考えます。

ただ、もちろんそこに、暴力団の活動に助長するとか、あるいはその運営に利するというようなことがなければ、それは厳密に条文等を解釈させていただきたいというふうに考えますので、そういった形で限定的に必要なかつ最小限の範囲という形で考えているところなんです。

以上でございます。

○委員（関田 貢君） 今、説明でいろんな話を聞いていますと、東大和市で暴力団を認定するということが、事実確認ということが僕は非常にこれ難しいと。その事実を積み重ねることについて、東大和市ではこういう警察との、外郭団体が防犯協会、あるいは交通安全協会、外郭団体があるわけですね。そういう外郭団体と連絡を密にしないと、僕はこの認定をする、すると、私たちは風評で、浴場組合で入れ墨をしたという人は入れ墨は入れませんということは商工会で対策は講じていると思うんですね。では、入れ墨を入れた人がそういうふうに暴力団かと、昔では一口に言うとなんか風評があったんですね。

ですから、入れ墨の問題とかいろんなそういった問題を、では市が、こんなことはないと思うけど、大阪じゃないけど、職員が入れ墨した人はだめですよと、そういうようなチェックを大阪はやりましたよね。そういうことも含めて、市民がチェックをするというときに、私たちが警察の暴力団というの、暴力団にしろ、暴力団員ということは、生活安全指導のもとにいくと、かなり具体的に名前が上がっているんですね。そういう

ことについての今皆さんの答弁だと、私なんかもう生活安全で、こういうふうに暴力団事務所が最近来たというところで、防犯の理事会の中で、住吉連合という幹部がどこどこに泊まっているということまで具体的に上がってくるんですね。

そうしたときに、今認知をすとか、市ができるところというふうに言ったり、市ができる前に警察情報というのが、これは東京都が条例をつくっているわけだから、東京都の警察業務は東京都の守備範囲に入ってくるんで、東大和市は情報をもろう立場なんで、そのもろう立場の人が市民を認定しなきゃいけないという非常に難しいことが出ているわけですよ、今皆さんの質問でね。

ですから、私は、暴力団ということとか暴力団員とかというのは、先ほど東大和市管内では100名いて、市内の人は47名いるということが発表あるのであれば、ある程度は住吉連合とか、何とか連合とか、山口連合とかというのが、もうそういうところの交通安全協会とか、防犯協会とか、そういう組織団体では、かなり警察と密接な関係を持っている団体が当市にはあるわけですから、もう少し、そういう組織との連携をこの中にうたっていないけれど、そういうことについてはどのような検討過程があったのかね。そういう大事なことからいでは、市民が認定するというより、警察情報をいかに早く市民が知るという立場の人がいらっしやるんですよ。そういう立場の人と、今度は市がその立場から情報を得られないときに、今ここで提案されたことをどうするかというのを僕は大事だと思うんですが、その辺どのように考えていますか。

○総務部参事（関田賢治君） まず、我々が、先ほど4つの例えば契約行為ですとか、不当要求ですとか、あるいは公の施設の承認、あるいは承認取り消し等々、あるいは寄附金等の支給、その中で具体的な疑わしい、いろんな事実を積み重ねると、どうも暴力団員、暴力団関係者というふうに思われる、そういういろんな事務、市の事務でございますが、そういった形の中で、ここは確認をする必要があるという判断に基づき、それが本当にそういう形で照会するに値するかということを経験して内部チェックをさせていただきます。

そして、それに基づいて警察に対して文書等で照会をし、警察がつかんでいる暴力団あるいは暴力団関係者、その突合をしていただいて、それが本当に暴力団及び暴力団関係者であるということがわかった場合については、それを確認したということで、非常に暴力団ということ判断していいというふうなことから、それを例えば公の施設であれば承認の取り消しをすとか、あるいは寄附金の不利益処分をすとか、そういう形になります。それで、そこは確証があるものでなければ、当然市は裁判等々が耐え得るものでなければなりません。ですから、いわゆるうわさとか、らしいとかということではそれは進められないというふうに認識しておりますし、当然そういうことから非常に慎重に対応しなきゃいけない。先ほど来から、個人情報の保護も含めて、きちっと適切に対応しなきゃいけないというふうに考えております。

先ほどの各防犯協会あるいは安全協会等々の方が確実にそれをつかんでいるかどうかというのは、ちょっと私もわかりかねます。基本的に、その暴力団というのは、やはりそこが犯罪組織を予防する担当課がございまして、そこがきちっとつかんでいることであって、そのところが名前とか生年月日等々を公表することはないというふうに考えております。つまり、そういった限定的な手続を経て、そして照会をし、そしてということになれば、それが回答にならないというふうに私どもは受けとめておりますし、そういう意味では警察がきちとした情報提供してくれるということを前提としてこの仕組みは成り立っているというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（関田 貢君） ですから、そういう市民に、ここで行きますと2条の（4）でいくと、市民等、市民及

び事業者ということが、そういう拡大解釈すると、そういうところへ防犯協会が入ったり、交通安全協会というこの組織がなくていい、そういうのはいいんですかと僕は心配しているわけです。ですから、一市民がいろんな暴力のそういうところに引き込まれないということで、いち早くそういう環境整備で東大和市は、これは裏を返せば47名の暴力団員が東大和市に住んでいるんだよと、こういう人たちに私たちは関係があつてはいけないし、関係ができないように我々はこれを周知しなきゃいけないと、逆に考えれば、周知義務ということで、こういう暴力団の人たちが結構地域に散らばっていったときに、そういう人の差別はしちゃいけないけれど、こういう人が東大和市にいるから皆さん気をつけてくださいねということの啓蒙というのは、ではどういうふうに考えるんですか。

○総務部長（北田和雄君） 暴力団排除に関する市民との連携をどのようにやっていくかという御質問だと思いますが、条例の10条なんですけども、市民等に対する支援という項目がございます。そこで、第1項では、暴力団排除活動の重要性を市民に理解してもらうとともに、警察あるいは暴追都民センターなどと連携して広報とか啓発活動を行うということが1点と、あと2点目は、2項がございますけども、市民が暴力団排除活動に安心して取り組めるよう、警察とか暴追センターと連携して市民への情報提供、あるいは助言、指導ということで取り組んでいくというふうに市のほうでは考えています。

ただ、先ほど御質問のありました、だれがどこにいるという話になりますと、暴力団だということだけでは、それを個人情報として提供は警察もしてくれないと思います。その暴力団の人が市民に対して何らかの危害を加えるとか、そういう事実確認があつて初めて、その人は暴力団だから排除だというふうに言えますけども、好ましいことじゃありませんが、暴力団の構成員ということだけで、市内に住んでいて何ら問題も起こさないということになると、やはりこれは個人情報との関係で、なかなか広く情報提供するというのはやはり難しいと思います。

だから、そういう制約もありますから、市民全体に暴力団をみんなで排除していきましょうという醸成をつくっていくと、市民の人たちが安心してそういう運動ができるような支援を警察や暴追センターと連携して市は取り組んでいくということで、このまちから暴力団を排除していくという方向で取り組みたいというふうには考えております。

以上です。

○委員（大后治雄君） 何点か伺わせてください。

この本条例案に関しましては、国の暴対法、そして都条例の細則であるというようなイメージでよろしいんだと思うんです。関係性として、都条例がある中で屋上屋を架すような内容ではなくて、いわゆる都条例との関係性においては、例えば上乗せ横出しをすることではなくて、細則をこの中に定めると。つまり、6条、7条、8条、9条という、この4条項に関して都条例の穴のあいた部分をそこで埋めるというような内容でよろしいのかどうかというのをちょっと確認を1点です。

それから、市民の、先ほど御答弁をいろいろとされていましてけれども、市民やそれから市民の団体に対して、つまり際限なく情報を漏らすというようなことはないというようなことですよ。つまり、この12条の2項において、実施機関はというところがあるんですけども、この保有している個人情報のうち必要と認めるものを、他の実施機関及び云々というところと、それから10条、先ほど言っていた市民等が暴力団排除活動の重要性について理解を深めることによりということで、この部分に関して、さまざまな団体に対して必要な助言等を行うと、支援等を行うというようなことで、際限なく情報が漏れるというようなことではないというよう



なことですよ。そこは1点、確認をさせていただきたいということ。

それから、13条について、「条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める」とありますが、これの必要な事項の例、どういったものがあるのか、内容について伺わせていただきたいということが1点。

それから、先ほどいろいろと御答弁されていますように、つまり市及びさまざまな団体との関係性において、契約等が行われるとか、それから何らかの暴力団関係者、暴力団員との関係において、つまり契約等が行われなければ特にこの条例が適用されるというようなことはないというようなことでよろしいのか。つまり、その段階において、いろいろこれ見てみますと、当然、罰則規定等は設けられていないので、一つ一つの契約の行為でありますとかというところで、例えば暴力団員だとして認定されるべき人間が、そこでちょっと穴があってわからなくて契約をして、何らかの公共工事等を請け負って終わってしまったといった段階においても、その後で暴力団員関係者である、暴力団員であるということが判明した場合は、その場合において、つまり瑕疵担保ではないですけども、そういったような責任が担保されているということで、特にこの中に一般論としての罰則規定は設けられていないというようなことでよろしいのかどうかということですよ。

以上、伺わせてください。

○総務部参事（関田賢治君） 先ほど、細則という、それはとらえ方の問題であるかと思いますが、私ども6条、7条、8条、9条については、都条例を補完し市の施設で、都条例は都の条例でございますので、市が所管する公の施設等々ということで補完するものというふうに受けとめております。

また、2点目の、その暴力団員であるということについては、我々の6条、7条、8条、9条の関係においてあくまでもそれが使われるものであって、それを広くあの方がどうのこうのということになれば、我々の守秘義務の問題等々ございます。地方公務員法違反というふうに問題がございますし、それはもう本当にあってはならないというふうに考えているところでございます。

それから、13条の委任につきましては、まだ今のところ、この条例の施行について具体的な施行規則をどういうふうにするというのは考えておりません。今後、例えばもし場合によって出てきた場合について、ここの規定を準用させていただいて、市長が別に定めるというふうにさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、相手方のいわゆる契約という、象徴的に出てくるのは7条の部分でございますが、市の事務、それは契約という形になりますが、あと、不当行為及び公の施設の承認等々、補助金、寄附金等の相手方という部分で、それがもし既に行ったものを、要するにわからずやってしまったものを、例えば何か罰則をして、それを損害賠償請求するという規定にはならないというふうに考えます。それは、ただ、いろんな事実の積み重ねの中でわかった場合は暴力団の運営に利することにならないようにするという、そういう趣旨でございますので、場合によっては公の施設で、使用前であれば、当然それは取り消しということの目的というんでしょうか、達成できますけど、終わった後にどうのこうのということはないというふうに私は今回のものについては理解しております。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 関田委員が発言したことで、ちょっと不安があるというか、例えば大阪市で入れ墨をした者は市の職員から出ていってくれみたいなこと、それは言っているかもしれないけれど、ただこの条例では入れ墨をしているからということをもって、第2条に該当する者だというふうに判断できないと思うんですよ。それから、入れ墨をしているからということで、第8条で、公の施設の利用は断るといったことはないと

うんですけど、それからまた第5条でいう、(1)で、暴力団排除活動に資すると認められる情報を知った、あの人は入れ墨しているから、すぐ即、警察に情報提供だということになると、ちょっとこれはこの条例の趣旨から反するというふうに思うんですけど、その辺はちょっとはっきり確認しておいたほうがいいんじゃないかというのと、それから市の実施機関が警察に情報を提供すると。警察に情報を提供したら、警察はその外郭団体に、その情報が漏れているのかどうか、これ漏れちゃ絶対あつてはならないと思うんですけど、何となくそんなふうな発言に聞こえちゃったんですけども、それは間違っていれば、私の受けとめが悪いなら申しわけないんですけど、そういうことは絶対にないという確認はできますか。

○総務部参事(関田賢治君) まず1点目の、例えば入れ墨という具体的な事象がございました。そこがあったから、その方が暴力団員というのは、それはならないというふうに考えます。つまり、仮に暴力団の活動実態を認知する、つまり具体的な場面として、それがどうも暴力団の疑いがあるという情報でなければ、それは情報提供という、当該情報を市民が情報提供することにならないというふうに考えます。

それから、あと、実際の外郭団体に、この方が暴力団員だということを、もし仮に警察官が漏らした場合と言ったらおかしいんですが、それはもうちょっとあつてはならないことですし、それはもう守秘義務あるいは捜査情報の云々という形に、処分の対象になるというふうになります。厳格にそこは対応されることが大前提だというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長(御殿谷一彦君) 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(御殿谷一彦君) 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(御殿谷一彦君) 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(御殿谷一彦君) 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第67号議案 東大和市暴力団排除条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(御殿谷一彦君) 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決といたします。

---

○委員長(御殿谷一彦君) これをもって、平成24年第6回東大和市議会総務委員会を散会いたします。

午後 2時14分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 御 殿 谷 一 彦